

特定生産緑地 申請受付中です

特定生産緑地制度は、指定から30年を迎える生産緑地について、買取申出が可能となる時期を10年間延長する制度です。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の税制特例が継続されます。

足立区では、平成5年に生産緑地の指定を受けた農業者(生産緑地所有者)の皆様を対象に特定生産緑地の指定申請を受け付けています。

指定から30年経過後は、特定生産緑地の指定を受けることができません。
対象となる生産緑地を所有し、農業経営を継続される農業者の方は、農業振興係にて手続きをお願いいたします。

■申請受付状況(令和4年6月末時点) ※平成4年又は平成5年指定

144地区のうち、126地区(87.5%)

104世帯のうち、90世帯(86.5%)

■農地の適正管理にご協力をお願いします！

特定生産緑地の指定を受けると固定資産税等の税制特例だけでなく、**農地の行為制限(農業用と認められる施設のみ設置可能)及び適正な肥培管理義務も10年間継続となります。**これまでと同様、**適正に管理されていない、又は農業委員会からの指導に応じず、改善が見られない生産緑地については、固定資産税が宅地並みに引き上げられる、相続税等納税猶予適用農地については期限の確定(納税猶予が打ち切れ、猶予されていた相続税等と利子税が課税されること)になる場合があります。**農業者の皆様には、引き続き農地の適正な管理をお願いいたします。

■申請窓口・問い合わせ先

足立区農業委員会事務局(産業振興課農業振興係)

場所：区役所本庁舎南館4階

電話：3880-5866

※平成5年に指定された生産緑地を所有され、特定生産緑地未申請の農業者の方は、令和5年(2023年)6月末を最終の申請受付締切とさせていただきます。

農業委員会だより

(第50号)

令和4年9月15日
編集発行 足立区農業委員会
足立区中央本町一十七ー一
Tel 三三八〇一五八六六(直)

☆令和4年度の活動にあたり☆

平成4年に生産緑地制度が改正され、30年が経過します。足立区では令和4年6月に、平成4年指定分の特定生産緑地の申請を締め切りました。

足立区では、平成4年指定の生産緑地の1割ほどが未申請でした。東京都全体では2割ほどが未申請となっているようです。

都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と転換され市街地にも空地としての農地が必要とした都市農業振興基本法の効果も感じられません。これ以上、農地をなくすことなく営農を進めるにはどうすべきかということをや地域全体の問題として考えなければならぬと思います。

国や東京都は、担い手不足の解消など多くの予算を割り振っていますが、相続制度と農産物の適正価格こそが、農地の減少を止める手立てだと思っています。

生産物のコストに見合った農産物の適正価格の維持が安心して農業を営む大切な要素だと思っています。

今後も、足立の農業の振興に努めて参りますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

足立区農業委員会会長 荒堀 安行

◆農地利用状況調査を実施します◆

平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は、農地を適正に管理しなければならぬ責務が規定されました（農地法第2条の2）。

このため、農地法第30条に基づき、農業委員会が実施する「農地利用状況調査」が法制化されました。調査の結果、適正に農地が管理されていないと認められる場合、農業委員会から土地所有者に対し、必要な指導を実施させていただきます。

生産緑地においては、適正に管理されていない、または改善が見られない場合、特定生産緑地への指定ができなくなります。また、相続税等納税猶予適用農地については税務署に通知し、その結果、期限の確定（納税猶予の打ち切り）になる場合があります。

足立区農業委員会では、令和4年9月14日から10月14日までを「農地保全・利活用促進月間」と設定し、農地の利用状況について調査を行います。

期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を十分に講じたうえで、地域担当の農業委員が現地を確認し、農地が適正に管理されているか調査させていただきます。農業者の皆様には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

農業委員会審議・処理件数を報告します

農業委員会は、農地関連法に基づく法令業務や農業振興に関する様々な活動を行っています。令和3年度に審議・処理等を行った主な業務は、次のとおりです。

審議・処理内容		件数	面積(㎡)
相続税等納税猶予関係	適格者証明書発行	3	4,617.92
	特例農地等における3年毎の農業経営継続証明書発行	16	39,689.91
生産緑地関係	農業の主たる従事者についての証明書発行	10	12,002.36
相続関係	3条の3届出(相続による農地取得)受理	3	2,434.51
農地転用関係	4条届出(自己転用)受理	46	25,537.94
	5条届出(所有権等移転)受理	74	29,757.65

「農業ボランティア」

6月2日(木)に農業ボランティア養成講座が開講されました。今年度の受講生は13名です。全9回の講座を通じ、トマトの芽かき、キュウリの収穫、農薬使用の実習などを学んでいきます。

農業ボランティアの皆様の農作業への意欲は高く、仕事ぶりは大変好評で、毎年たくさんの方の派遣依頼をいただいております。そのため、時期によっては、派遣の依頼にお応えできない場合があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

過去10年間の農業ボランティア派遣実績は下表のとおりです。

農業ボランティア派遣実績(過去10年間)

年度	派遣人数(人)
平成24年度	1271
平成25年度	1749
平成26年度	2131
平成27年度	2463
平成28年度	2844
平成29年度	3158
平成30年度	3233
令和元年度	3002
令和2年度	2815
令和3年度	2392

●仕事内容…農作業全般の補助

(片付け、芽かき、定植、袋詰め、剪定など)

●派遣時間…おおむね3時間(休憩含む)

農業ボランティアは、農業者からの依頼により、随時派遣しています。

養成講座につきまして、昨年度まで新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施ができませんでした。今年度はしっかりとした感染拡大防止策を講じ、2年ぶりの実施が叶い、意欲ある受講生の皆様に集まっていただけでした。

農業ボランティア派遣の詳細については、農業振興係までご相談ください。

第49回足立区春花品評会

「第49回足立区春花品評会」が3月17日(木)JA東京スマイル足立支店2階会議室で開催されました。

今回の品評会では、多数の花苗や区の花でもあるチューリップが出品され、審査会場は81点の色とりどりの花で包まれました。品評会の上位入賞者は次の方々です。

優秀賞

(敬称略)

内田 宏之(興野)

チューリップ(鉢) ストロングラブ



〈寸評〉

揃い・締まり・鉢と茎葉バランスが素晴らしく、品種本来の花色(濃赤)と花卉のボリュームの備わった逸品。

優良賞

(敬称略)

並木 一重(二ツ家)

オステオスペルマム セレニティ

榎本 紋子(扇)

シレネ ピンクパンサー

西山 公章(江北)

チューリップ(鉢) ストロングゴールド

西山 敏雄(江北)

チューリップ(切花) ストロングラブ

第57回足立区夏花品評会

「第57回足立区夏花品評会」が6月7日(火)JA東京スマイル足立支店2階会議室で開催され、47点の花々が出品されました。品評会の上位入賞者は次の方々です。

特等賞

(敬称略)

東京都知事賞

西山 敏雄(江北)

小菊 秀ひらり

足立区長賞

並木 秀郎(二ツ家)

日々草 タイタン



(写真右上)
小菊 秀ひらり

〈寸評〉

花数も多く、花卉の痛みがなく、下位節から上位節まで色・形の揃い、結実・展示技術も極めて優れた逸品。



(写真左下)
日々草 タイタン

〈寸評〉

ボリューム豊かで各色の草丈が揃い、高い市場性を備えた作品。

一等賞

(敬称略)

足立区議会議長賞

内田 宏之(興野)

小菊 ピンク

足立区農業委員会会長賞

榎本 守伸(扇)

ブルーサルビア ブルー

JA東京スマイル組合長賞

横井 浅雄(扇)

夏菊 星座

東京都農業改良普及事業協議会会長賞

並木 一重(二ツ家)

ルドベキア アマリロゴールド

東京都花卉園芸組合連合会会長賞

阿出川 浩(江北)

黄小菊 秀ようた

足立区観光交流協会会長賞

榎本 紋子(扇)

アングロニア MIX

JA東京スマイル足立花卉部会長賞

西山 敏雄(江北)

ダリア 詩織

さらに、2等賞5点、3等賞10点が選出されました。

◆東京都補助事業のご案内◆

「都市農業経営力強化事業」

収益性の高い農業展開に必要な施設整備等を支援する事業です。

【補助金】

事業費(税抜)の1/2以内

【募集予定】

令和5年5月頃

(翌令和6年度施工分)

【内 容】

- ・パイプハウス等生産施設
 - ・栽培関連施設
 - ・流通・販売施設
- 上記等の整備が補助対象。

【事業実施対象】

認定農業者のみ

◆認定農業者を応援します!◆

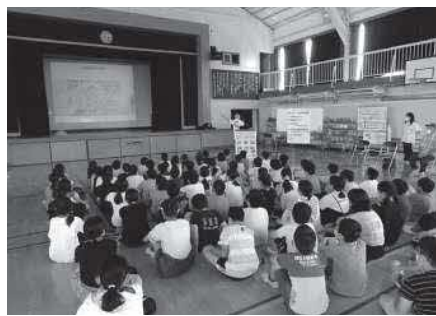
認定農業者制度とは、農業者が5年間の「農業経営改善計画」を作成し、計画に基づいて各自が設定した農業経営における目標の達成を目指す制度です。

認定農業者として認定されると、都や区の認定農業者を対象とした補助事業を活用することが出来ます。また、認定農業者への支援策として、都、東京都農業会議、JAなどで組織する「相談支援チーム」が農業経営改善のための支援や助言を行います。足立区では、これまでに31経営体が認定農業者として認定を受けています。区と農業委員会では、今後も認定農業者の認定や農業経営改善計画の目標達成に向けた支援、家族経営協定締結を推進していきます。

「認定農業者になりたい」というご要望がある農業者の方は、農業振興係までお問い合わせください。

江戸東京野菜「千住ネギ」 命をつなぐ栽培授業

農業委員会では、かつて区内で生産されていた江戸東京野菜「千住ネギ」栽培授業を区内小学校の児童とともに実施しています。今年も区内小学校6校(千寿双葉・栗原北・西伊興・平野・保木間・栗島小学校)で栽培授業が行われることとなりました。



小学校で栽培されているネギの種は一般に市販されている「F1種」という一代限りのものと異なり、何代にも渡って種を採り、栽培することが出来る「固定種」を使用しています。5月から6月に各学校で行われた「種の伝達式」では、上級生から収穫した種とともに下級生へむけた言葉が贈られました。「ネギは足音で育つ」といいます。私たちが1年間育てた種を、しっかりと次の学年へ引き継いでください。」と声をかけ、種を引き継いだ下級生は



「頑張って育てます。」と力強く答えていました。農業委員会では、子どもたちが栽培する喜びを感じ、また次の子どもたちに種を引き継げるよう、ネギの生育を見守っていきたいと思います。

農産物の放射性物質検査状況

東京都では農産物に含まれる放射性セシウム¹³⁴・¹³⁷を定期的に検査しています。

今年度の区内産の野菜について、都農林総合研究センターが行った検査(令和4年5月19日 コマツナ(施設栽培))の結果、セシウム¹³⁴・¹³⁷どちらも検出されませんでした。

※農産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム¹³⁴・¹³⁷の合計が100 Bq/Kg以下です。

●ご意見・ご感想をお寄せください●

農業委員会だよりの感想や今後取り上げてほしい記事などがありましたら、農業委員会事務局(農業振興係)までお寄せください。

TEL (3880) 5866(直通) V